

帳簿の電子データでの保存が認められる制度の見直し

(電子帳簿等保存制度の見直し)

【目的】経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上

【対象】大企業、中小企業 【期限】令和4年1月1日以降

【現行制度】

- ◆ 訂正等履歴要件など一定の要件を満たす特定の会計ソフトのみ適用可能



【改正案】

- ◆ 訂正等履歴要件など一定の要件を満たさない一般の会計ソフトでも適用可能



	現行制度	改正案
【承認】	◆ 帳簿書類の保存は事前に税務署長の承認が必要	◆ 承認制度を廃止
【要件】	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 訂正等履歴要件、相互関連性要件及び検索要件等（以下「諸要件」）を満たす必要がある。 ◆ 説明書、ディスプレイ等の備え付けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「諸要件」を満たす場合 電子帳簿に記録された所得税、法人税又は消費税に過少申告があった場合、課される過少申告加算税が5%に軽減される。 ◆ 「諸要件」を満たさない場合 説明書、ディスプレイ等を備え付け、税務調査においてデータのダウンロードに応じる場合には、電子データのまま保存が可能

領収書等のスキャンデータでの保存が認められる制度の見直し (電子帳簿等保存制度の見直し)

【改正案】



	現行制度	改正案
【承認】	◆ 事前に税務署長の承認が必要	◆ 承認制度を廃止
【タイムスタンプ要件】	◆ 営業担当者（受領者）がスキャンする場合には、領収書等へ自署を行い、概ね3営業日以内にタイムスタンプを付与する。 ◆ 経理担当者がスキャンする場合には、紙原本の確認を前提に、最長約2ヶ月	◆ 営業担当者（受領者）がスキャンする場合には、領収書等へ自署は不要となり、タイムスタンプの付与期間を、最長約2ヶ月で統一する。（※） ◆ 訂正・削除履歴の残るクラウドに最長約2か月以内に格納する場合はタイムスタンプが不要となる
【事務処理の要件等】	◆ 適正事務処理要件（相互けん制、定期的な検査及び再発防止策の社内規程整備等）が必要 ◆ 検索要件について検索項目は「取引年月日」、「取引金額」、「その他主要な記録項目」、「記録項目に係る範囲指定」、「2以上の任意の記録項目の組み合わせ」が要件	◆ 適正事務処理要件（相互けん制、定期的な検査及び再発防止策の社内規程整備等）は不要 ◆ 税務調査においてデータのダウンロードに応じる場合には、検索要件について検索項目を「取引等の年月日」、「取引金額」、「取引先」に限定（※） （※）電子取引に係るデータ保存についても同様の改正
【重加算税】	◆ 特になし	◆ 電子データの不正があった場合には、重加算税を10%増加（※）

本資料は令和2年12月10日「令和3年度税制改正大綱」に基づいて作成されており、今後法令が検討される過程で内容が異なる可能性があります。